

平成30年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 平成30年4月20日（金）

午後1時30分～午後2時21分

場所 三種町役場本庁 第1会議室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	板倉	雅美
	委員	成田	隆道
	委員	渡部	整悦
事務局	総務課長	石井	靖紀
	総務課課長補佐	清水	真
	総務課行政係長	三浦	保
	総務課主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時30分 開会

石井課長 本日は本当に御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻となりましたので、只今から平成30年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

会議に先立ちまして、事務局の異動について御報告いたします。

私、前任の腰丸に替わりまして、総務課長を務めます石井と申します。よろしくお願ひいたします。清水課長補佐、三浦係長、田村主任につきましては、昨年度から引き続いての担当となっております。主にこの4人体制で対応して参りますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員報酬について御報告いたします。

会長については据置きとなっておりますけれども、そのほかの委員の方々につきましては、今年度から1,500円増額し、6,000円とさせていただきますので、御報告申し上げます。

現体制での審査会の活動も、足かけ3年度目となりました。この間、5つの答申を出すなど、当町の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に多大な御貢献をいただいております。改めて感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬ御尽力をお願い申し上げます。

本日は諮問第6号、第7号及び第8号の審議を行うこととしておりまして、

特に第7号は、事務局で作成した案をたたき台に答申の検討を行うこととして
おります。

この後、大庭会長から一言御挨拶いただきまして、審議に移りたいと思いま
す。大庭会長、よろしくお願いいたします。

大庭会長 皆さん、本日お集まりいただきまして、ありがとうございます。

議案を見て、新年度になったなと思いつつ、まだまだ継続してこれまでの案
件を審議していかなければという感じでございます。

本日は、諮問第7号をどうするかということと、第6号と第8号の方向性を
概ね決めるということ、あと、最後になると思いますが、事務局から昨年度の
情報公開制度及び個人情報保護制度の運用報告等が行われるようなので、スム
ーズな進行に御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

石井課長 ありがとうございます。

恐縮ですけれども、私、これから別の会議が入っております、申し訳あり
ませんが退出させていただきます。ここからは、大庭会長に進行をよろしくお
願いいたします。

大庭会長 それでは、第7号案件について、答申の検討を行いたいと思います。

=====
審議案件

諮問第7号「公文書の部分公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)
- ・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)

=====
大庭会長 それでは、第7号案件につきましてはこれで終了とします。
(諮問第7号の審議終了)

大庭会長 続いて、諮問第6号と第8号の審議に移ります。

=====
審議案件

諮問第6号「公文書の公開決定に対する審査請求」

諮問第8号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)

・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)

大庭会長 では、第6号と第8号はこの方向で進めます。

そうしましたら、次の議事が、報告事項ですので、先に次回の日程決めましょうか。

田村主任 前回、5月25日にしましょうかということで話が出ておりました。

(次回の審査会のスケジュールについて確認、決定。)

大庭会長 それでは、報告事項について、お願いします。

田村主任 議案の6ページを御覧ください。

始めに、昨年度における情報公開制度の運用状況について御報告いたします。昨年度、情報公開請求は2件行われておまして、うち1件を全部公開、1件を非公開としております。

この非公開とした1件は、町外の法人から、町の所管する事務事業に係る情報の公開を求められたことに対して行ったものです。請求者が、業務の参考とすることを目的に行った請求だったんですけれども、利害関係が無いということで、非公開としております。非公開とはしたんですが、可能な範囲で情報提供を行ったという形になっております。

情報公開制度に関する審査請求は行われておりません。

続きまして、個人情報保護制度の運用状況について御報告します。

開示請求が2件行われております。いずれも採用試験の結果に関する請求となっておりまして、2件とも全部開示としております。これについては、例年、数件程度行われている請求となっております。

個人情報の訂正請求、利用停止請求及び審査請求は行われておりません。

それで、制度外での対応でしたので、この報告件数には含めておりませんが、1件、死亡者の個人情報に関する開示請求がございました。相続財産の調査を目的として、御遺族の依頼を受けた弁護士から請求が行われましたものです。内容に合理的な理由が有るということと、個人情報の適正な取扱いが見込めるということで、情報提供という形で対応いたしました。

この報告内容につきましては、特段、委員の皆様から御異論等無いようであれば、広報みたねに掲載して、町民の皆様にも周知したいと考えております。

以上、報告を終わります。

大庭会長 ありがとうございます。

何か、委員の皆様からはございますか。

無ければ私から一つ、先ほど報告のあった、要は死亡した方に関する個人情報の公開というのは、恐らく、今後結構出てくる話なのではないかなと思うんですけど、その辺りの状況というか、例えば他の自治体とかでどういう対応しているとか分かるものですか。三種町みたいな対応しているところがほとんど

なのか、それとも別の方法を取っているものなのか。

田村主任 死亡者の個人情報に関する要綱などを定めているところもあったと思います。

大庭会長 その場合、何親等以内の相続人とか、あるいは相続人だったら開示可能とか、そういう話になっているんですかね。

田村主任 定義としてはそういう形だと思われれます。ただ、定めていないところがまだまだ多いみたいです。当町としても、今後の検討課題だとは思っているんですが、ちょっとまだそこまで煮詰まっていない状況です。

清水補佐 前の審査会で個人情報保護条例の改正について諮問いたしまして、個人情報保護条例上は、個人情報の定義は生存する個人に関する情報という風に、国に準じて定義することといたしました。この改正に当たって、情報公開条例上の個人情報の定義も個人情報保護条例と同一にするかどうかという話を内部で検討したんですけれども、現時点ではそこまではすべきでない判断し、情報公開条例の改正等はありません。亡くなった方の個人情報を情報公開条例で公開とし、保護の対象といいますか、非公開情報として取り扱わないとすると、御遺族の方の利益を侵害したり、名誉権を侵害したりとか、そういう危険性も出てくると思います。ですので、亡くなった方の情報公開の取扱いがはっきり固まって、こういう条件で公開しても大丈夫ですよという、そういう環境が整った時点でそれは考えた方が良くはないかと、今はそういう考え方です。

大庭会長 現行のやり方でやっていくのも一つの手だと思います。ただ今後のことを考えると、気になると言えば気になるなという感じもします。

三浦係長 具体例をお話ししますと、何親等以内の親族にという線引きをしようかといった場合に、実例として出てきましたのが、農地の耕作に関することでした。小作していた方が亡くなって、御親族の方が、誰と契約していたのか教えてくださいというケースが数件あったんですが、登記名義人から代々替わって、3親等以内におさまらない方がその家族の家系として耕作している場合とか、関与している場合が当町では結構有るようです。3親等よりもかなりかけ離れた方が、相応の利害関係を持っていらっしゃるという場面が実際ありましたので、その線引き、要綱を作るとなれば、地域の特性に合わせて詰めていく必要が有るのかなと。

大庭会長 親等よりかは、どちらかと言えば相続人かどうかで線引きした方が良さそうな印象です。

三浦係長 はい。内部的には、そういう問題も多々有るということで、大庭会長がおっしゃるように、ある程度のラインというか、要綱的なものは必要なんだろうという話し合っているんですが、まだ技術的、知識的な問題でちょっと足踏み状態になっている状況です。

大庭会長 なるほど、分かりました。全く手付かずという状態ではないんでしょうけれども、検討しておいた方が良くはないかと思えます。

小玉委員 相続とかそういうものに関心無い人も多いね、若い人とか特に。

板倉委員 空き家の問題だって、そういう感じで出てくるんじゃないの。

小玉委員 この辺りはまだそんなでもない気もするけど。

渡部委員 いや、私の集落にも結構有って、色々問題になってる。

大庭会長 私も他自治体で空き家関係の委員会に入っていますが、かなり多いです。指導なり、通知なりするわけですけども、所有者や名宛人を探すのがなかなか難しく大変ですね。

こういった話も出てくるので、亡くなった方の情報というのは、全く意味の無い話ではないのだろうと思います。今後の検討課題としていただければ良いのではないのでしょうか。

田村主任 いずれ、会長のおっしゃるとおり、亡くなった方の個人情報の開示請求は、今後増加していくものと思われれます。現状は、任意に情報提供しているという形ですが、もう少し検討して要綱などを整備するという段階になりましたら、審査会にも御意見をいただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひします。

大庭会長 よろしくお願ひします。

田村主任 あと、すいません。皆様に、前回と前々回の審査会の会議録をお送りしていただんですけども、内容に訂正箇所など無ければ確定とさせていただきたいのですが。

大庭会長 よろしいですか。（「はい」の声有り。）

田村主任 では、この内容で確定とさせていただきます。署名をお願いします。

（大庭会長が会議録に署名。平成29年度第9回、及び同年度第10回の会議録が確定。）

大庭会長 今日は以上ということで、ありがとうございました。

午後2時21分 閉会

議事録確定 平成30年7月27日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長